

資料編

策定経緯

年月日	実施事項	主な議題・報告事項等
令和2年 10月	住民・事業者意向調査	—
12月25日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランの基本的事項 都市計画マスタープラン見直しの前提
令和3年 1月27日	第1回ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランの基本的事項 都市計画マスタープラン見直しの前提 都市計画マスタープラン現行計画進捗状況の整理
2月9日	総務建設常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> 播磨町都市計画マスタープランの見直し
2月10日	令和2年度第1回都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> 播磨町都市計画マスタープランの見直し
4月27日	第2回ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランの骨子案およびアンケート結果 都市づくりの課題
5月25日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランの骨子案およびアンケート結果 都市づくりの課題 目指す将来像と都市づくりの基本的な方向性
7月27日	第3回ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープラン全体構想骨子案第3章までのまとめ 第4章 都市づくりの方針
8月24日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープラン 都市づくりの方針
9月28日	令和3年度第1回都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> 播磨町都市計画マスタープランの見直し
11月2日	第4回ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> 第5章 地域づくりの方針
11月9日	総務建設常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープラン骨子案について（第1章から第4章まで）
12月1日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第1章から第4章まで 第5章 地域づくりの方針 第6章
12月14日	関係機関（兵庫県東播磨県民局まちづくり建築課）協議	—
12月24日	令和3年度第2回都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> 播磨町都市計画マスタープランの見直し

年月日	実施事項	主な議題・報告事項等
令和4年 1月12日 ～1月26日	パブリックコメント	—
1月19日	第5回ワーキンググループ (書面開催)	・都市計画マスタープランの素案について
2月10日	総務建設常任委員会	・都市計画マスタープランの素案について
2月17日	第5回策定委員会	・パブリックコメント結果 ・播磨町都市計画マスタープラン(案)
2月24日	令和3年度第3回都市計画 審議会	・播磨町都市計画マスタープラン(諮問・ 答申)
3月1日	町議会議決	—
3月	策定	—

用語解説

あ行	
ICT	Information And Communication Technology の略語。情報通信技術の意味を表し、インターネット等の通信技術を活用したコミュニケーション。
空家等バンク制度	町内にある空き家等の物件情報を公開し、空き家等の活用を促進するための制度
SDGs	Sustainable Development Goalsの略語。平成27（2015）年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標」のこと。「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を実現するための2016年から2030年までの国際社会の目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されている。
NPO	Nonprofit Organization の略語。営利を目的とせず、社会貢献活動を行っているボランティア団体や住民活動団体などの民間非営利組織のこと。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させる ための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み
オープンスペース	公園・緑地、農地、河川など、建築物や工作物が設けられていない土地。

か行	
開発許可制度	まちの健全な発展と環境良好な住宅地の形成を図るため、開発事業に伴う事業者等への公共・公益施設整備の負担基準を定めたもの。
狭あい道路	一般には幅員 4m 未満の道路のこと。
協働	住民や各種団体、行政等の異なる主体が目標を共有し、共に協力して活動すること。
高規格道路	「高速自動車国道」および「一般国道の自動車専用道路」のこと。
公共下水道	各市町村が管理する下水道。一般に終末処理場を有するか流域下水道に接続する。
交通空白地帯	駅やバス停が一定の距離の範囲内にはない地域のこと。
高度地区	都市計画法に定められた地域地区の1つで、市街地の環境の維持や土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定めた地区。

さ行	
災害時要援護者	高齢者や障がい者など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な方。
市街化区域	都市計画区域のうち、市街地として積極的に市街化を促進する区域。具体的には、すでに市街地を形成している区域およびおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、優良な農地や自然環境を保全するため、または公共施設の整備が不十分な市街地が虫食い状に広がっていくのを防止するために開発行為等を制限した区域。

市街地開発事業	都市基盤施設の整備と計画的な土地利用を面的に行い、良好な市街地を形成する事業のこと。土地区画整理事業や市街地再開発事業が該当する。
住区基幹公園	都市公園のうち、住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園。規模に応じて街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。
重要港湾	国際戦略港湾および国際拠点港湾以外の、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾。
ストックマネジメント	既存の施設（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。
総合防災マップ	事前に想定される被害を知り、住民等が防災対策を話し合うため、風水害（高潮・河川はん濫）、地震災害（建物倒壊・津波）のシミュレーション結果を地図上に表示したもの。

た行

地域地区	都市計画法に基づき、都市計画上必要な規制を定める地区。原則として市街化区域に定められ、用途地域や高度地区などに分類される。
地区計画	良好な環境の形成や保持、または比較的小規模な区域で合理的な土地利用を行うために都市計画法で定める制度。建築物の用途や敷地規模、建ぺい率・容積率、高さなどを定め、建築行為や開発行為を規制、誘導することができる。
低未利用地	適正な利用が図られるべきであるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない、または周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い土地。
都市計画区域	人口・土地利用・交通量などの動き、都市の発展の見通し、地形などからみて、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域。播磨町は全域が指定される。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	歴史、風土、文化、産業などの地域特性を踏まえ、区域の発展の方向や人口、産業の現状および将来の見通し等を勘案して、長期的な視点に立った将来像を明確にするとともに、個々の都市計画の根拠となり、その実現に向けての筋道を明らかにするための計画であり、各都道府県により定められる。おおむね20年後の都市の姿を展望し、原則として10年以内に実施を行う計画や事業を示す。
都市計画道路	都市計画法に定められた都市施設の1つで、都市計画として整備することが定められた道路。
都市施設	都市計画法により定められた、道路、公園、下水道などの、都市生活を営む上で必要となる施設。

な行

農地バンク	農地の有効利用を図るための施策で、各都道府県に農地中間管理機構を設け、遊休農地を新規就農者等に斡旋する。
-------	--

は行

バリアフリー 障がい者や高齢者などの日常生活や社会生活における物理的、心理的情報に関する障がい（バリア）を取り除くこと。

P D C A サイクル マネジメント手法の一種で、計画を作成（P l a n）し、その計画を組織的に実行（D o）し、その結果を内部で点検（C h e c k）し、不都合な点を是正（A c t i o n）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

や行

ユニバーサルデザイン 「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、様々な人々が利用しやすいよう都市や施設等を含む、あらゆるものをデザインすること。

用途地域 都市計画法に定められた地域地区の1つで、土地の合理的な利用や市街地の環境の整備、都市機能の向上などを目的として、用途や容積などにより建築行為を規制誘導する区域。

ら行

ライフライン 電気、ガス、通信、上水道、下水道等の住民生活を支えるネットワーク状の施設。

立地適正化計画 人口減少や高齢化が進展していく中で、高齢者や子育て世帯にとって安心できる快適な生活環境を実現し、公共交通ネットワークと連携したコンパクトで持続可能なまちづくりを推進するために策定する計画のこと。

臨港地区 都市計画法で定められた地域地区の1つであり、区域内に分区を設定し、各分区の目的を著しく阻害する建築物の建築または用途変更が制限される。